

タイトル	戦後復興期の農業協同組合：農政との一体化の進行
著者	太田原，高昭
引用	季刊北海学園大学経済論集，55(2)：27-41
発行日	2007-09-00

《論説》

戦後復興期の農業協同組合

— 農政との一体化の進行 —

太 田 原 高 昭

はじめに

戦後復興期とされるのはおおむね 1950 年代である。この時期は新しい協同組合として出発した農協が、デフレ政策の下でその経営・財務基盤の脆弱性を暴露し、経営破綻に陥った時期であり、そこからの回復過程において独特の性格を刻印された重要な時期である。

1951 年はサン・フランシスコ条約によって日本の占領時代が終わった年であったが、農協にとっては「再建整備法」という経営再建のための法律が制定された屈辱の年となった。「再建整備法」は単協の経営再建を目的としていたが、連合会の経営もまた破綻に瀕しており、1953 年には連合会再建のために「整備促進法」が制定された。いずれも自力では再建できず、国の法律に頼らざるを得なかった点で屈辱なのである。

戦前の産業組合や農会は国の農政の末端組織として機能しており、農協の直接の前身となった農業会は戦時国家に奉仕する統制団体であった。戦後農協法は、こうした歴史と決別するために自由と民主主義の協同組合として農協を性格づけたのだが、農協の経営破綻と国家による救済の過程でその理想は遠ざけられた。農協への行政介入を禁じていた占領軍権力の撤退という条件下で、農協の経営危機は農政当局の「進軍ラッパ」となった。

この時期の農政当局を代表する人物は

1954 年まで農林次官を勤めた東畑四郎である。東畑は農地改革、食糧行政など戦後農政の重点課題に深くかわかり、戦後自作農保護と食糧増産に大きな功績があった。そしてそのために農協の国家的育成を重視し「農協は農政の末端機構であるべきだ」と言ってはばからない人であった。農政史的には東畑時代の農林省がどのようにして農協を農政に取り込もうとしたかが本論の課題となる。

この時期はまた、農業生産力の見地からは、農地改革で誕生した戦後自作農のたくましい生産意欲による食糧増産の時代であった。農協の経営危機も基本的には組合員である自作農の負担によって克服された。この時期の後半には「農協刷新拡充計画運動」が展開され、自主共販運動などほんらいの農協の機能がようやく発揮されるようになった。そして高度経済成長の始まりと共に、農協もまた新しい時代に入っていくのである。

本文でも述べたように、再建整備と整備促進の時期は戦後農協史の「暗い部分」であり、当時の理事者の責任問題もあって正面から語られることが少なく、各地の農協史などでも避けて通るような傾向がある。しかし、この時期は戦後の農協の骨格と体質が形成されたきわめて重要な時期であり、ここを避けてはその後の農協の歩みを語ることができないのである。

1 農協経営の破綻と再建整備の過程

(1) 新生農協の経営破綻

ドッジ不況と農家経済 画期的な理念のもとに壮大な機構を整えて出発した系統農協組織は、発足後 1 年足らずの間に全般的な経営不振という大きなつまづきを経験した。すでに昭和 24 年度の決算で、全国の総合農協の 15.4% が赤字組合になっていたが、翌 25 年度ではこの数字が 43.1% に達し、新生農協の経営面での破綻がおおいがたく明らかになった。この年の 5 月には全国で 255 の農協が貯金の払い戻しを停止し、払い戻しを制限した農協は 799 に達した。このような農協経営の全般的悪化は、ドッジラインに基づく財政経済施策の転換がもたらした農家経済の窮迫という外部的要因と、新生農協組織がかかえこんでいた多くの内部的弱点によってもたらされたものである。

1949 年 2 月、猛威をふるった戦後インフレの収束を使命として来日したアメリカのドッジ公使は、1 ドル 360 円の単一為替レートの設定を軸とする経済 9 原則を提示し、これを実現するためにこの年の国家予算を一举に黒字に転換させる超均衡予算とさせた。これによりインフレは急速に収束に向かったが、それによってもたらされた「安定恐慌」のなかで農産物価格は軒並み低落し、アメリカを中心とする海外農産物輸入の増大がそれに拍車をかけた。一方、補給金の廃止によって肥料価格が高騰したのをはじめ、工業製品価格は企業再建の名目のもとに上昇し、数年前から現れていたシェーレ現象が一举に拡大した。こうして昭和 24 年度の農林省農家経済調査によれば、一戸平均の農家経済余剰は前年の 41,531 円の黒字から一転して 12,593 円の赤字に転落した。出発したばかりの新生農協にはこうしたリスクを吸収する力がなかったばかりでなく、それ自体に大きな弱点をかかえていた。

農協経営の弱点 設立間もない農協組織に内在していた弱点については、おおよそ次のようなことが指摘されている。第一に、組合の乱立によって集落単位などの小規模農協が多数生まれ、こうした組合では当初から組合員の負担過重が深刻であった。農家経済の窮迫はまず小規模農協を直撃した。第二に、組合がインフレの最中に設立されたために、出資金がすぐに過小となり、組合事業の展開を不可能にした。全指連の当時の調査によれば、昭和 24 年度の一組合あたり出資金総額は 21 万 7 千円ほどであり、昭和 12 年度の産業組合のそれとくらべても名目では 1.4 倍であるが、実質では 15 分の 1 であり著しく弱体化していることがわかる。

第三に、農業会から引き継いだ資産に不良資産とみなされるものがかかりふくまれており、これが不良在庫となって経営を圧迫した。また膨大な売掛金もそのまま引き継がれ、固定資産の含み損まで引き継がれていた。これらは農業会の精算と農協の設立を短期集中的に行わざるを得なかったことの代償といえよう。第四に、設立当初の農協は農村工業の振興という理念から、また食料不足への対応のために加工部門に力を入れる傾向があり、これらの農協工場が大きな赤字を生んだ。それは商品開発力が弱い上に、販路の確保もされず、原料調達も不安定だったからで、こうした経営体質の弱さが、ようやく物資が出回り、価格も低下したこの時期に一举に露呈されたのである。

第五に、人の問題である。新しい農協の職員の多くは農業会から引き継いだ人々であり、統制機関から新しい協同組合の事業への頭の切り替えが進んでいたとはいえなかった。役員についても同様であり、むしろ産業組合や農業会の役員を経験して実務に通じていた人たちがリタイアし、実務経験に乏しい新人が選出される流れのなかで、経済情勢の急転に対応する力が育っていなかった。このことは、

統制機関としての性格を排除する建て前をとりながら、実際には食料統制のための集荷機関として農協を利用した政策の矛盾を反映したものであり、必ずしも農業者の能力に帰することはできない。実際にこの時期の農協の販売・購買事業は、国の統制業務の代行が優先され、農協の自主的活動の余地はきわめて狭小であった。

経対協の活動 このような深刻な事態に対処し、農協経営を立て直す方針を打ち出す指導力は、この時点での系統農協にはまだ形成されていなかった。指導連は今日の中央会とは異なって、生産技術を中心とした指導事業の連合会という位置づけであり、資金・財務はもとより購買や販売についての指導はもともと権限外のことであった。そこで1950年に農林中金、全指連、全国組合金融協会の三者で構成する農協経営対策中央協議会（経対協）が結成され、農協経営再建の指導にあたることになった。経対協は、この後全販連と全購連を構成員に加え、1955年に農協法の一部改正によって発足する全国農協中央会にその業務を引き継ぐまで、六年間にわたって系統農協の中心的指導機関としての役割を果たした。

経対協は結成後直ちに「農業協同組合経営に関する緊急対策要領」を策定し、さらに各都道府県に地方協議会を置いて農協刷新運動を推進した。その内容は不健全組合に対して事業の整理、新規固定設備投資の中止、資金運用の制限、自己資本の増強等資金の充実、経費節減や欠損金の補填を行う、当面する貯金払い戻しのための資金および農業生産に必要な営農資金の確保については貸付金の回収や未収金の整理によって対応する、それでも不足する場合には系統外からの導入を図るなどである。また、この対策要領に基づく出資金の増強と農家資金の計画的な蓄積を図り、農協がその管理と運用について適切な計画をもつように「農協資金計画化」運動を指導し

た。

しかし不振組合の赤字解消と不良資産の処理は、農協の自力による改善努力だけで解決できる課題ではなかった。経対協の発足と同じ年の11月、都道府県の四連（信連、販連、購連、指導連）会長会議は、低利の政府資金の導入を柱とする農協再建整備法の立法を要請することとし、直ちに全国農協代表者会議を開催して同法の制定のための要請運動を全国的に展開することを決議した。それ以後、自主再建運動は、事実上国に対する支援要請運動に置き換えられる。現場から協同組合精神を盛り上げて難局に当たるというよりは、自主再建の姿勢を担保にしていかに国家資金を引き出すかという方向に運動が向かっていったこと、つまり当時の指導層が他力＝国家権力依存の姿勢に立ったことは、その後の農協の歩みにかなり重要な意味をもつことになった。

(2) 農林漁業組合再建整備法の制定

財務処理基準令 占領期間中の行政の農協に対する基本姿勢は、自由と民主主義という農協法の理念に沿って協同組合としての農協の自主性を重んじるというものであったことは先述したとおりであるが、広範な農協経営の破綻は、行政が農協に期待する機能の遂行という観点からしても黙視し得なかった。農林省は1950年に農業協同組合財務処理基準令を定めて農協の財務の基準を示した。財務処理基準令は、組合員の出資金と組合経営との間の関係を明示して組合員の利益を保全することを目的としたものであり、自己資本に関する基準と余裕金運用に関する基準とが含まれている。

自己資本に関する基準とは、自己資本の額が固定資産と外部出資金の合計金額以上でなければならないというものである。外部出資金の多くは連合会に対する出資金であるから、この規定は農協が自らと連合会を維持する最

低限の財産を所有するに足るだけの自己資本（組合員の出資金）を持たなければならないことを意味している。また加工場など赤字の原因とされた施設の廃止を促す効果もあった。余裕金に関する基準は、余裕金を預貯金または有価証券以外に運用してはならないとするもので、それも国債、地方債や農林大臣が指定する金融機関のものに限定するなど、安全第一に徹している。それは余裕金が貯金の払い戻しにあてる準備金とみなされているからで、それを固定化せず、安全な状態で流動化しておくことを義務づけているのである。

このように財務処理基準令は、当時の農協の自己資本不足に対してその必要額を明示して増資の目標を明らかにすると共に、組合員の払い戻し請求に対して対応できる資金管理の基準を定めたものである。それはその後資金運用など緩和されながらも、今日なお監査の基準として生きているのであるが、現段階においては積極的な設備投資の制約になるなど、再検討の必要が指摘されている。

再建整備法 財務処理基準令が出された翌年の1951年4月、農漁業組合再建整備法が制定された。これは先述の全国農協代表者会議の決議とそれに基づく農協側の制定促進運動に応えるかたちで制定されたもので、漁業組合をも対象にしていた。経営破綻は農協とほぼ同時に発足した漁業組合や森林組合にも及んでいたから、同年6月には森林組合も含めて農林漁業組合再建整備法と改称された。

再建整備法の内容は、再建整備を行おうとする組合は、増資によって自己資本を固定資産と外部出資金および欠損金の合計額を上回るようにし、固定化債権および在庫を資金化して、財務状況を財務処理基準令に適合させることを目標とする5カ年計画をたて、増資の実績によって国庫から奨励金を交付するというものである。債権整備法の指定を受けた農協は全国で2,480、連合会は142に及んだ。これら農協の合計欠損金は41億円、連合会

は82億円、合計123億円であり、これに対して自己資本はあわせて34億円にすぎなかった。

再建整備とは赤字組合が国庫資金によって赤字を埋めてもらったことだと考えられている場合が多いようだが、実際には組合員農家のふところから増資させることによって帳尻をあわせるというのがその主眼であり、国はそれを促進するために奨励金を出したにすぎない。奨励金の額は各農協に対して初年度（昭和26年度）が増資分の12パーセント、それが年次ごとに低減して最終年度（昭和30年度）には1パーセントとなった。5カ年を通じて達成した増資総額は指定農協と連合会の合計で約174億円、これに対して政府の奨励金の交付額は30億円であったから増資分の17%でしかなく、差し引き144億円、83%が農民の負担によるものであった。この増資は組合員の自主的出資というよりは均等割や反別割りで一律に決められ、部落座談会や戸別訪問、さらにポスター、リーフレットなどあらゆる方法で推進された。出資金の他に損失補填賦課金を組合員に課した農協もあり、経営破綻のつけは組合員に重くのしかかっていた。

行政主導の再建 国の交付金は農家負担にくらべて低かっただけでなく、再建目標の達成と同時に利子を付けて国庫に返還することになっていた。しかしその割には再建整備の過程における行政の役割は大きかったと言える。地方の経対協にはしばしば県庁の農政部などが正式の構成員として加わっていたし、ポスター類の作成から現地指導まで行政のリーダーシップはきわめて顕著であった。『北海道農協年鑑』1951年版の「監修のことば」の中に道庁農政部農協課の署名で次のような文章が残っている。「組合経営を経営者の全くの自主性一恣意にゆだねることが必ずしも農民の利益をもたらすものでないことが、過去の実績から生み出された結論である。」

それだけ組合経営の状態がひどかったということであるが、再建整備が農協運営を行政主導型に転じさせた契機であったことをよくあらわす言葉である。

先に見たように、農林省などの行政機関は、農協法の立法過程や農協の設立過程では、農業復興会議や農村建設連盟などの圧力団体の意向に沿うかたちでかなりの発言を行ったが、設立された農協の運営については農民の自主性に委ねるという農協法の理念に忠実であったといえる。それが再建整備の過程で積極的な介入の姿勢をあらわにしたのであったが、それが可能となったのは、サンフランシスコ条約によって占領時代が終わり、日本が独立国となったことと関係している。統制経済に限らず、農政の農村現場への浸透パイプとして農業団体を利用することは、日本の農政当局の明治以来の伝統的手法であったが、占領時代にはそれが占領軍—GHQによって強く制約されており、独立によってその重石がとれたのがちょうど再建整備の時期と重なったのである。

そのこととも関連して、単位農協の再建整備については市町村合併との関係も見ておかなければならない。設立当初17,000を越えていた総合農協は再建整備の開始される1950年には13,314となっていた。市町村数10,443に対しておよそ1.3倍であり、経済更正運動いらい目標とされてきた1町村1農協にかなり近づいていたとしてよい。ところが1950年以降の市町村数は「昭和の大合併」によって大幅に減少し、1955年には農協数が12,985に対して市町村数は5,206とおおよそ2.5倍に開いていた。1町村1農協に近づけて、行政と農協が一体となった体制をつくるには、農協の合併が必須となる。農協財務の健全化はそのための前提として、市町村段階を含めた行政にとっても重要な課題だったのである。

2 連合会の整備促進

(1) 連合会の経営破綻と整備促進法

直接的財政支援 単位農協の再建整備は、集落組織を動員しての農家出資金の増強によって、計画の3年目にあたる1953年には、指定組合の自己資本不足総額60億円の78パーセントにあたる47億円の増資に成功した。37億円あった固定化債権も在庫が7億円(19%)にまで減少した。これに対して連合会の再建は遅々として進まなかった。

再建整備適用連合会142の自己資本総額はわずか11億円、それに対して欠損金は82億円、固定資産をあわせると不足額は実に114億円に達していたのである。しかも増資するにも単位農協と違って集落組織の動員というような「奥の手」はなく、出資者である農協の20パーセントが再建整備指定組合になっているという状態では、再建整備法の主眼である増資による再建は望むべくもないというのが実情であった。そのため政府は1953年8月、再建整備法とは別立ての法律として農林漁業連合会整備促進法を公布して連合会に対する特別措置を講ずることになり、全国連のすべてと県段階の連合会のほとんどがその対象となった。

整備促進法は、連合会に対して農林中金と信連が資金援助を行い、それを政府がサポートするという系統による自主再建を趣旨としていたが、政府が利子補給という直接的財政援助に出た点が再建整備法と異なっている。すなわち連合会(事業連)の固定債務と欠損金を指定日より10年以内に整理補填するものとし、金利負担によって生じる赤字の累増を防ぐために農林中金と信連からの融資の利息を減免する、それだけでは金融事業が成り立たないから、政府と都道府県が元金の5パーセントの範囲内で助成金を交付し、さらにこの期間中は法人税の優遇措置を講ずるというものであった。

こうした政府のカンフル注射が功を奏し、また日本経済全体が不況を脱して高度経済成長の時代に入ってきたこともあって、連合会の経営再建も順調に進み、法制定から5年後の1958年には計画を大幅に前倒しして達成することができた。しかし、この成果は会員農協の過大な負担と連合会自身の身を切るような合理化によって得られたものであることを忘れてはならない。

合理化と全利用 整備促進法のねらいは文字通り連合会の体制の整備を促進することであり、それが財政援助の条件となっていた。これを受けて系統が実施した連合会の体制整備とは、内部的には徹底した合理化であり、会員との関係では系統全利用体制の確立であった。合理化の焦点は支所問題、工場問題、職員問題の三つである。当時の連合会は、郡単位などの多くの支所をかかえていたが、その多くが統廃合され本所集中体制がとられることになった。またでんぶん工場など農村工業ブームに乗った工場の多くが赤字の原因とされ閉鎖または分離された。さらにこれら支所・工場の整理と事務機構の合理化によって、1連合会あたりの職員数は、法制定からわずか1年余りで300名から244名へ、およそ2割の減となった。

事業体制の上では「今後の事業では赤字を出さない」ことが大前提とされ、そのために系統全利用が義務づけられた。これは全国連～県連～農協の間にあらかじめ全利用計画を締結し、しかも販売については無条件委託、購買については現物引き替え現金決済という普通の商取引ではありえない厳しいものであった。これによって事業連の経営は大きく改善されたが、代金回収などのしわよせはもっぱら単協がかぶることになった。単協を踏み台にした連合会再建と批判される所以である。

また連合会の事業自体が安全運転に徹するようになり、その結果、畜産や青果など新し

く興隆しつつあった部門、後に成長農産物といわれるような作物の取り扱いに消極的な傾向を助長したことも否定できない。このことは、県連、全国連の農産事業が米を中心とする政府管掌作物の取り扱いに偏り、高度成長期以降の地域農業の展開とのギャップを生む一因となった。

連合会の体制整備 連合会の体制整備とは、単に個々の連合会の経営の立て直しだけではなく、系統組織が全体として安定し、系統の方針が遅滞なく末端まで行き渡るような組織整備という内容を含んでいた。そのためにはまず連合会の乱立傾向にピリオドをうち、系統組織をスリムなものにする必要があった。整備促進の過程で、都道府県段階の販連と購連はほとんどが合併して経済連となり、蚕糸連や農工連もこれに統合された。同一県内で地域的事情から分立していた連合会も一本化され、唯一の例外として山形県の荘内経済連が山形経済連への統合を拒否し、1990年代まで活動を続けた。

この時期の連合会の体制整備として特記しておかなければならないのは、共済連の発足である。組合による保険事業の実施は産業組合らしいの悲願であったが、戦前は保険業界の強い反対によって実現せず、1942年に共栄火災海上保険株式会社に産業組合が出資して組合員の保険を取り扱ったのが組合保険の第一歩であった。戦後の農協法は組合が直接共済事業を行う道を開き、1948年には開拓時代らしいの助け合いの歴史をもつ北海道にまず共済連が設立された。1950年には全国共済農業協同組合連合会（全共連）が設立され、1957年までに全都道府県に共済連が生まれた。共済事業はその後順調に発展して農協と組合員との強い紐帯となり、財政的にも系統組織の大きな財産となった。

信用事業も農業手形などで農家経済との結びつきを強め、貯金、貸付金共に順調に拡大した。こうして日本経済が高度成長を開始す

る1950年代後半には、農協連合会の経営再建と組織整備の目途がほぼついたといえる。しかしそれは事業連についてであって、指導連の問題が残されることになった。指導連は指導事業の連合会という性格から再建整備、整備促進の過程で指導性を発揮することが出来なただけでなく、農協、連合会の賦課金を財政基盤としているために自らの経営に苦しんでいた。この問題はやがて農業団体再編成問題として系統組織を揺るがすことになる。

(2) 再建整備、整備促進がもたらしたもの

官僚支配の復活 再建整備、整備促進の時期は、戦後農協史の「暗い部分」であり、当時の理事者の責任問題もからむことから、正面から語られることが少なく、各地の農協史などでも避けて通るような傾向がある。しかし、この時期は戦後の農協の骨格と体質が形成されたきわめて重要な時期であり、ここを避けてはその後の農協を語ることができない。その第一は官僚支配の復活である。

講和条約によって占領が終わった1951年に農林省農政局長となり、この期の農政を指導した東畑四郎は、回顧録『昭和農政談』のなかで、再建整備こそ農協に対する官僚の「進軍ラッパ」だとして次のように述べている。「占領下において（官僚は）農協に一切タッチするなということであったために、いいたいこともいわずに皆さんおられた。ところが経営困難になってついに政府に補助金をくれということになった。そのための再建整備法もできた。そうなった以上はなんの遠慮もないのだから堂々と検査すべきものと考え。そして法律にしたがって速やかに農協の再建をしなければならない。…農政局長としてそういう方針に切り替えたのに対し、農協側からはなんの反撃もないぐらいに当時の農協は弱っていたのです。」

明治いらい日本の農政の要諦は「団体と補

助金」とされ、戦前は農会および産業組合をパイプとして、戦時中は農業会を直接の統制団体として、農政当局は農家と農村を深く掌握してきた。その関係は農協法の制定と占領軍＝GHQの指導によって断たれたかにみえたが、再建整備、整備促進の過程は再び戦後農協への官僚支配の道を開いたのである。

整促事業方式 第二に農協系統内部における中央集権制の強まりが挙げられる。系統全利用を前提とする連合会の整備促進は、全国連の事業計画に県連、単協が従属する仕組みをつくったことであり、「全国連が本社、県連が支社、単協は支店」といわれるようなピラミッド型の事業方式、いわゆる「整促事業方式」がこの時期に形成された。すでに見たように、連合会の事業を赤字にしないという大前提をまもるために、全国連、県連、単協の間にあらかじめ全利用契約を締結したのだが、それは具体的には「整促七原則と」よばれる次のような方式であった。①予約注文、②無条件委託、③全利用、④計画取引、⑤共同計算、⑥原価主義、⑦現金決済。

これらの項目のなかには協同事業として欠かせない方式もあるが、連合会の仕入れ原価に手数料を加えたものが市価を上回っても単協はそれを全利用しなければならず、しかも代金は現金で即時決済しなければならないなど、連合会にとって一方的に都合のよい取引方式になっていることは明らかである。こうした方式は、再建整備法によって先に経営再建の見通しがついた単協が、連合会の整備促進に協力するために採用されたものであり、当然整備促進の時期の時限立法的なものであったはずである。ところが連合会の経営が安定に向かった後もこの方式は生き続け、今日なお系統事業の原則であるかのような扱いを受けながら系統事業の中央集権的性格の支えとなっている。

戦後も、供出と配給の体系を柱とする統制経済のためには、農協事業における中央集権

的な仕組みが必要だったのであるが、1950年代の半ばには統制は一部を残して緩和撤廃されていた。系統事業は、統制撤廃による事業利用の分散を整促事業方式によってくい止め、景気回復と経済成長の波に乗って活性化しつつあった農村経済を掌握することに成功したのである。

旧人の復活 第三に農協の役員構成における旧人の復活を指摘できよう。農協や連合会の経営不振の要因の一つとして経営の実務に通じた役員の不足という人的要素があったが、再建整備、整備促進の過程では農協や連合会の役員の経営責任の追及、役員や幹部職員の入れ替えということが当然行われた。そしてそのなかで産業組合や農業会のリーダーで戦後公職追放等で野に下っていた人々が、追放解除と共にその手腕を期待されて農協に復活するというケースがひろくみられた。

そうした旧人復活の典型例として北海道の場合を見ておこう。第一章で述べたように、北海道は「農業会の看板塗り替え」的な農協の設立に対して耕作農民がつよく抵抗し、新しい農民組織である農民同盟勢力が主要な農業地帯で農協運営の主導権を握るという特異な経緯をたどっていた。こうした力関係は連合会の役員人事にもおよび、最大の事業連である北海道販連の会長には農民同盟の初代委員長が選出されていた。その北販連が3億円の赤字を出したことから会長以下の役員、幹部職員が総辞職し、その後任には産業組合北海道連合会、北海道農業会の会長を歴任した人物が選ばれた。彼は戦前の北海道における農業団体のトップリーダーと目されて公職追放となっていたが、追放解除後間もなく再び北海道の農協再建の旗手として迎えられたのである。

当時の東京大学教授で農協理論の権威であった近藤康男教授は、再建整備、整備促進の一連の過程を特徴づけて「再建整備とはふい秩序の再建である」と喝破したが、戦後

の農協はこのような転換を伴いながら高度成長期を迎えるのである。このころの「もはや戦後ではない」という流行語は農協界にもよくあてはまっていた。

(3) 農業団体再編成問題と農協中央会

「逆コース」の団体再編 再建整備が始まったばかりの1952年3月、農林官僚の元老を集めた農村更生協会が「農事会法案要綱」を発表した。その骨子は全国、都道府県、市町村、郡の各段階に農業者を会員とする「農事会」を新たに設立して、経営と技術の指導や農政活動にあたらせ、農協の事業は経済活動に純化、縮小するというものであった。これはどうみてもかつての農会の復活であり、戦前の国家主導の農村支配機構の再建を目指しているとして世論の強い反発を受けた。再建整備が必要なところまで衰弱した農協組織に対する農林官僚の危機感の現れであったが、それだけではなかった。朝鮮戦争が始まり、極東の情勢が緊迫する中での日本の独立は、占領政策の是正という名目での「逆コース」の政治をもたらし、農事会法案はその農業版だと受け止められたのである。

系統農協は当然これに強く反対したが、農業委員会系統がこの案に乗る姿勢を示したから事は面倒になった。農業委員会は、農地委員会、農業調整委員会、農業改良委員会の三つが合同して1951年に発足した行政委員会である。農地委員会は農地改革の実施主体として重要な役割を果たしたが、農地改革が終了することでおおむねその任務を終えていた。農業調整委員会は、米を始めとする食料農産物の供出と肥料など農業資材の配給を現場で調整する委員会であり、これも統制緩和によって仕事が少なくなっていた。農業改良委員会は、農業改良普及制度の出発に伴いその運用について農業者側からの意見を具申するための委員会であり、制度の定着によって同じように一段落を迎えていた。三委員会の統

合によって出発した農業委員会は、これらの委員会の継続的な任務を引き継ぐことになっていたが、それだけでは全国2万人の書記を抱える委員会の存在理由を問われかねないという苦境にあったから、農事会法案は渡りに舟であった。

農事会構想が打ち出された背後には、当時の自由党政権の農村対策があったといわれる。自由党は、戦前の政友会が農会と結びつくことによって農村を安定的な地盤とした政略を再現しようとしたのである。こうして農業団体再編問題は農業団体、農林当局、政党の利害が複雑にからみあった大問題へと発展し、「バカヤロー解散」(1953年2月)の政局混乱のなかで農事会法案は二度にわたって流産した。

指導連から中央会へ 系統農協の内部でも、再編問題への対応は複雑であった。農協から指導事業と農政活動を取り上げ、経済団体として純化すべしという農事会法案の立場は、指導連の設立当初の議論を再燃させ、とくに旧農会系の人たちから経済純化論を内部的にも提起させることになった。しかし大勢は指導事業を含む農協の現有機能を擁護し、それらを総合的に指導する新しい中央機関の設置へと動いていった。指導連は農協の指導事業の連合会であり、事業連の分立体制の下では経済事業や金融事業への口出しはできなかった。再建整備、整備促進の過程でも、全指導ではなく農林中金や全販連、全購連などが加わった経対協が指揮を執ったことは先にみた通りである。農林省でも指導連に代わる中央会の設置を主要内容とする農協法改正の準備が進んでいた。

政局の混乱は保守政党の合同による「五五年体制」の構築に収斂していき、農事会構想の政治的意義も急速に薄れていた。こうした流れのなかで、農業団体再編成問題は1954年6月の農協法および農業委員会法の改正によって、農業協同組合と農業委員会の整備強

化と機能調整という、出発点とはかなりかけ離れたかたちで一応の決着をみた。農協は指導事業を守り抜いたが、指導事業の連合会としての指導連は廃止し、新たに農協活動全般の指導を任務とする中央会が設置された。指導連が他の事業連と並立した組織であったのに対して、中央会は農協だけでなく事業連をも会員とし、対外的には農協組織全体を代表するものとされた。

農業委員会も市町村、都道府県、全国の三段階組織として整備された。市町村の農業委員会は行政委員会としての性格を保持し、農業者の直接選挙によって選出される農業委員が農地法による農地行政を主とする農業行政に対して意見を具申する機関となった。都道府県の農業委員会は、農業者の一般的利益の代表機能を果たす法人としての都道府県農業会議となり、全国段階には社団法人全国農業会議所が新設された。農業委員会制度はその後幾度かの変遷を経たが、戦後自作農体制を守る「農地法の番人」として今日まで活動を継続している。

中央会の二重性格 新設された中央会は、都道府県農協中央会と全国農協中央会とからなるが、その法的性格は指導連とは全く異なっていた。指導連が他の事業連と並立の関係にあったのに対して、中央会は農協全体の指導育成機関という位置づけであり、農協だけでなく事業連をも会員として指導の対象としていた。都道府県の会員である農協および連合会は、都道府県中央会が全国中央会の会員となることによって全国農協中央会に当然加入(二重加入)することになる。中央会の主要な業務は組合および連合会の組織と事業、経営に対する指導、教育、監査であり、指導連が組合員の営農および生活を対象とする指導事業の連合会であったのに対して、農協そのものの指導を主要任務とするところに特徴があった。

このような農協中央会の性格について『農

業協同組合制度史』は次のように述べている。「農協の育成強化あるいは組合教育は、新しい農協制度発足の主として国や県の任務として考えられてきたが、中央会はこのような国や県の仕事に代位し、これを補充する活動をおこなうべき性格を保有すると考えられてきた。…農協の自主的活動の中核的存在であると同時に、行政目的に即応し、これを補充すべき使命を有するものと考えられたのであって、中央会はこの二重のしばしば調整困難な機能のゆえにこそ、農協制度のなかで特異な存在であった。」

1954年の農協法改正が、自由と民主主義、自主独立を旨とする農協法に、中央会という「特異な存在」をはめこんだことは、新生農協の経営破綻とその救済を国に依存した再建整備、整備促進の一つの重要な帰結であった。中央会の誕生によって系統農協は結集のための中枢を得たが、その中枢自体にこのような二重性格を与えたことは戦後農協が「行政目的に即応」するための重要な仕掛けであった。その意味で1954年の農協法改正は、これとセットになった農業委員会法改正と共に、戦後農業団体のターニング・ポイントとなった。

3 新農村建設運動から農業基本法へ

(1) 統制解除と農産物価格制度

農業生産力の戦後段階 再建整備と整備促進の取り組みが一応の成果を達成した1955年前後は、日本経済の高度成長の起点であり、また農業生産力が回復から躍進に転じた時期であった。農業生産は物量的に戦前水準を追い越しただけでなく、内容的には生産力の戦後段階と言われる新しいステージに立っていた。それは何よりも農地改革によって地主的土地所有と高率小作料が廃止され、戦後自作農の営農意欲が著しく高まったことによる。彼らは新しい農業技術の導入にきわめて意欲的であり、村落社会における自作農同士の切

磋琢磨と相互扶助という新しい関係を結びつつあった。

技術的には、「多労多肥」と特徴づけられる戦前段階の水準から、1950年代に入ると化学肥料の使用が増加し、DDT剤やパラチオン剤などの農薬も使われるようになった。稲作についてみると保温折衷苗代の採用による早期栽培が一般化し、国や地方の農業試験場が地域特性に適合した多様な品種を提供するようになって安定多収への道が開かれてきた。名品種コシヒカリが品種登録されたのは1956年である。さらに動力脱穀機から動力耕耘機へと農業機械化の時代が始まろうとしていた。

稲作生産力の指標を、戦前のピークである1938年と戦後段階の一巡の年とされる1951年とを比較してみよう。水稻作付け面積は301万ヘクタールから306万ヘクタールへとわずかに増加しただけであるが、10アール当たり収量は316キロから348キロへと10パーセント増加しており、その結果、総収穫量は963万トンから1065万トンに増えた。この量は減反政策が開始された1971年の1078トンにほぼ匹敵する。しかし10アール当たり投下時間数は185時間から186時間へとほとんど変化がなく、この時点ではまだ「多労多肥」から抜け出していないことがわかる。

統制解除と食料輸入 こうした農業生産力の増強と共に主要食糧農産物の統制も解除に向かった。政府はまず1950年にいも類を、1951年に雑穀類を統制対象から外し、1952年には麦類を間接統制に移したので、直接統制品目は米だけになっていた。この時期の農業政策は、農地改革によって生まれた戦後自作農を二度と小作農に転落させないための保護政策の強化という「農民解放令」の指示に忠実であり、経済政策全体としても食料自給によって外貨を節約し、経済成長に振り向ける基本方針に立っていた。農林省は1950年

代を通して「食糧増産十カ年計画」をたて、統制解除後の食料自給体制を固めようとしていた。

しかし朝鮮戦争の停戦が成立した頃から世界農産物市場は緊張から緩和へと向かい、とくにアメリカでは過剰農産物の処理に苦しむようになった。アメリカはこの余剰農産物の処理と海外軍事援助をセットにした MSA 援助を開始し、日本政府は 1954 年にこれを受け入れることを決めた。これを契機にそれまでの食料自給主義は大きく転換し、食糧の海外依存の路線が敷かれることになる。これは政治経済の対米従属の現れであるとともに、安価な輸入食料によって低賃金基盤を築くという安易な経済成長至上主義であった。

実際に MSA 受け入れによって安価な小麦、とうもろこし、雑穀、大豆、バターなどが大量に国内市場に流入し、MSA 恐慌とよばれる価格低下をもたらした。これらの品目が急速に自給率を下げ、今にいたるまで回復していないことを見てもその破壊力の強さがわかる。それだけでなく、統制撤廃を契機としてでんぶん、砂糖類の輸入増大、価格低落が続く、大豆の輸入によって油糧作物である菜種の価格も暴落した。こうした畑作物の全般的な価格問題の発生に対して、第一回全国農協大会(1952 年)は政府に対して米麦を除く主要農産物の価格支持対策を政府に求めることを決議し、要請運動を展開した。

農産物価格支持政策 農協の価格支持政策要請運動には、当時の日農や全農、北海道農民同盟などの農民運動組織も合流し、農産物価格対策協議会という統一組織を結成して強力に政府に働きかけた。自由党政府は大蔵省の強い反対を押し切り、最後は議員立法によって農産物価格安定法が成立した。農産物価格安定法(農安法)はかんしょ切り干し、馬鈴薯でんぶん、なたね、大豆を政府が適正な価格で買い入れることを定めたもので、その買い入れ価格については「生産者団体には

かり、その意見を尊重して」決めるというように生産者団体(農協)を制度の中に組み入れた点が重要である。

米は依然として食糧管理法による直接統制が続いていたが、その価格決定方式は、戦前の生産費方式から占領下ではアメリカ流のパリティ方式に変えられていた。パリティ方式では生産資材価格が実勢価格でなく公定価格を採用されるなど不当に低い米価が生産者に押しつけられることになった。この方式は独立後も続いたから生産者の不満は鬱積し、供出拒否などの抵抗が生まれていた。供出の実務を担当していた農協は、米価引き上げのために強力に政府に働きかけ、1952 年の食管法一部改正を勝ちとった。この改正は、米価算定方式を価格パリティから所得パリティに改めるとともに、「米の再生産の確保を旨として」初めて生産者価格と消費者価格を別に定める二重米価を採用した。

酪農についての価格制度はまだ登場していないが、牛乳・乳製品の消費拡大に対応して酪農振興策を特定地域に集中する「酪農振興法」が 1954 年に公布された。この法律は 1 地域 1 工場を目指して集乳過程を合理化しようとするものであったから、酪農民の結集と交渉力を強めて乳価を引き上げる効果があった。このような価格支持政策の登場によって農産物価格は実質的に引き上げられ、農家所得にも改善がみられて生産者の増産意欲をさらに刺激した。

(2) 農協事業の拡充運動

刷新拡充計画運動 全国農協中央会は発足と同時に総合計画樹立実行運動を提唱した。この運動は組合員農家の段階から生活と営農に関する総合的な計画を立て、たとえば作付けの計画を農協に申請し農協はそれに基づいて販売計画を立てるというように、農家の生産・生活活動を農協事業に連動させようとするものであった。この運動は 1957 年の全国

農協大会の決議によって「農協刷新拡充3カ年計画運動」として全国的に展開されることになった。

この計画の主目標は、①農協理念の徹底、②農家経済の計画化、③組織の整備強化、④経営の強化、⑤農協事業の拡充の5項目であった。具体的には出資金の増加、貯蓄の増強、共販体制の確立、肥料の共同購入と共同計算、クミアイマークの愛用などであり、農家経済を系統利用につなぐ農協事業の拡充運動であった。統制経済から自由経済への移行に伴って、事業面での組合員農家掌握を確実なものとし、再建整備後の農協経営を強化して系統利用率を高め、農協一連合会—全国連のピラミッド型の事業体制を確立するといういわば整促事業体制の継続と高度化をめざす運動といってよい。

地方における運動の推進体制も、県段階に推進委員会を設置し、それをさらに市町村段階にもひろげ、農協に関するすべての事業や運動をこの計画の中に位置づけて一本化するという力の入れようであった。しかも後にみるようにこの運動は行政の強いバックアップを受け官民一体となって推進されたところに特徴があった。再建整備と整備促進の嵐をくぐりぬけてようやく組織を整備した系統農協が、農家経済の好転と始まりつつあった高度経済成長に背景に、組織強化と事業拡大に本格的に乗り出したのがこの運動であった。

自主共販運動 刷新拡充計画運動はきわめて総合的なものであり、その内容は多岐にわたっていたが、核心の一つは農産物の共販運動の強力な展開であった。米については食管法による直接統制の下で農協が指定業者としてほぼ一元的に集荷し、全販連を通じて国が買い取っていた。統制解除と農産物輸入によって価格低迷が続いていた畑作物については、とくに主産地の北海道で、豆類と馬鈴薯でんぷんを対象に目標価格を設定し、無条件委託、平均売り、共同計算の共販三原則を掲

げた画期的な取り組みがみられた。この共販運動は、農協系統だけでなく道庁、農業委員会、市町村、農民同盟などが一丸となって全道一斉に推進体制をとるというかつてない大運動となり、商人側がかつての反産運動を思わせる強い抵抗をみせたほどであった。

こうした畑作物の共販運動は、農産物価格安定法と表裏一体の関係にあり、とくに政府買い入れについては生産者団体の申し入れによること、その価格は生産者団体の意見を尊重して決めることという農安法の規定は農協共販の大きな後ろ盾となった。推進体制に地方自治体や農業委員会が参加するのもこの法律あつてのことであった。こうして北海道では1958年には豆類出回り量の80パーセントを農協が集荷し、その92パーセントがホクレンに集まるという好成績を収めた。

それまで乳業会社の集乳競争にまかされていた牛乳についても、各地で生乳共販運動が展開され、「一元集荷・多元販売」の運動理念の下に農協または酪農協が集乳のイニシアティブを握るようになった。この場合も酪農振興法によって集約酪農地域における生乳取引には農協に特別の便宜がはかられており、共販運動にきわめて有利であった。酪農主産地では県や道が補助金等の助成措置を通して共販運動を積極的に支援し、こうした官民一体的な性格がこの時期の販売事業の特徴であった。

購買事業の展開 農業生産の増強と生産方法の近代化は肥料、農薬、飼料、農業機械などの生産資材への需要を大きく拡大した。刷新拡充計画はこうした購買品の需要拡大を系統利用につなげることに力をついだ。とくに取り扱いが簡便で効果が高い化学肥料の人氣は高く、農協は予約注文・共同計算方式によってこの需要を確実に共同購入でカバーすることに成功した。

当時化学肥料メーカーは、傾斜生産方式のなかで優先順位の高い重要産業と位置づけら

れており、政府は肥料価格安定臨時措置法などの肥料二法（1954）によって強力な保護を与えていた。肥料二法は、肥料メーカーの実質的なカルテルによる価格維持を認めており、しかもそれを独禁法の適用除外としていた。系統農協の共同購入は、すでにこの時点で硫酸で80パーセント、尿素で85パーセントという高い市場シェアに達しており、全購連がこのカルテル価格で買い取ることによって肥料二法はその実効の裏付けを得ていたのである。このような取引が農家の利益に反するのは明らかで、だからこその法律は臨時措置法であったのだが、5年の期限が切れるたびに延長・継続を繰り返した。このことは系統購買事業に様々な問題を引き起こすのだが、この時期の官民一体の農協事業拡充運動の一面を物語っている。

生活用品についてもクミアイマーク愛用運動が新しい需要を開拓し、その後の生活購買事業の隆盛の基盤をつくった。クミアイマーク商品の共同購入の主体として農協婦人部が活躍し、新生活運動と結びついてほとんどの農協に婦人部が組織されるようになった。このように拡充計画運動は、生産資材と生活資材の両面から購買事業の系統利用率を著しく高めていった。

(3) 新農村建設運動から農業基本法へ

新農村建設総合対策 系統農協が全力をあげて推進した農協刷新拡充計画が、市町村や農業委員会をまきこんで大きな成果をあげることができたのは、これと平行して国策として展開されていた新農山漁村建設総合対策の後押しがあり、農村現場では両者が一体となって推進されたからである。新農山漁村建設総合対策は1956年4月の河野内閣の閣議決定によって実施されることになったが、農林大臣通達によればその背景は次の通りである。①農林水産業の世界的な復興により農林水産物の価格低下と生産過剰が顕著になって

きた、②農地改革によって創出された戦後自作農は経営規模が零細で資本装備も不足して不安定である、③鉱工業の急速な発展により農林漁業と他産業との所得格差が増大した。後の農業基本法にも通じるこのような現状認識に立って、地域の実情にみあった農村自立計画を策定し、推進するというのが施策の目標であった。

その実施内容はまず市町村を単位に新しいむらづくり計画を自主的にたて、そこで計画された事業を補助金と低利融資によってバックアップしようというものである。補助の対象となる事業は土地改良の他、共同作業施設、共同管理施設、共同集出荷施設、研修施設など共同化を促す施設が多く、実際にひろく実施されたのも共同利用農機具、共同集荷貯蔵所、青年研修施設、農事放送施設などであった。農業生産力の発展が旧来の「多労多肥」型を脱して機械化段階に入ろうとしており、個別農家の蓄積の乏しさからそれを共同化によって実現しようとする機運をとらえた施策といつてよい。

またこの計画の担い手としては地域の明日を担う青年層が想定され、その創意の発揮による自主的運動としての展開が期待されていた。大臣通達はこの点を次のように強調している。「農山漁民、とくに青年の自主的活動を基礎として、立地に応じ土地条件の整備、経営の多角化、技術の改良、共同施設の充実等農山漁村の振興に必要な総合対策を強力に推進する」「これまでの農山漁村の振興対策が天下りの点であった点を反省し、本事業においては農漁民の自主性と創意にもとづき、とくに中堅青年層の新鮮な創意と旺盛な推進力に期待する」。

経済更生運動の再版 農業生産力の新しい展開方向を示すとともに、天下りでなく青年層を中心とする自主的運動という清新なコンセプトをもつこの施策も、その推進過程をみるとかなり古色蒼然としている。それは昭和

恐慌期に展開された経済更生運動の再版といえる。計画の樹立と実施のために各都道府県に国の要綱に基づいて農山漁村振興対策協議会およびその顧問団を設置し、事業の対象となる市町村にも同様に振興対策協議会を置いた。市町村の協議会の構成は市町村長、市町村議会議長、農業委員会会長、農業協同組合組合長、土地改良区理事長、森林組合または漁業組合の組合長、農事実行組合等集落組織の代表者、青少年クラブ等青年婦人組織の代表者、その他学識経験者等となっていた。こうした村ぐるみ体制の構築はまさに経済更生運動の再版であり、顔を出していないのは学校長くらいである。

農業地帯においては当然のように農協が推進体制の中心となった。系統農協が時を同じくして推進する農協刷新拡充計画は、農家段階からの経済の計画化と農協理念の徹底によって農協の組織強化と事業拡大を進める運動であったから、かつての産業組合拡充運動が経済更生運動の中核となったと同じように新農村建設運動の主要な担い手となったのである。1953年に始まるいわゆる昭和の大合併によって新しい市町村が誕生しており、それに対応して行政との関係を再構築し、部分的ではあるが新しい行政区画に即応した農協合併が進んだのも昭和恐慌期と共通していた。国の新農村建設計画と系統農協の刷新拡充計画とは両者あいまって行政と農協の協力関係の戦後版をつくりあげたといえる。

新農村建設運動が掲げた目標は、当時の先進的な農民や次代を担う青年層の問題意識とかなり重なっていたから、農業者の関心は高かった。農業機械化や共同利用、共同集出荷体制などいわゆる農業近代化が一定前進し、それが農協への結集を強めるという成果がみられたのは確かである。しかし、この運動を全体としてみると計画期間が短く、計画樹立に至らない町村も多かったし、総額476億円という事業費は目標に比べて多いとはいえ

ず、導入された共同施設も1町村当たりになればわずかな数で、実際には展示的役割を果たすにとどまった。農業近代化という課題に照らせばその本格的取り組みは農業基本法下の構造改善事業を待たなければならなかったのである。

農政推進機構の整備 農政の側に立てば新農山漁村建設運動の最大の成果は、戦後の農業政策の現場での受容と推進の機構を整備したことにあつたのではなかろうか。この時期の農林行政の眼目は、農地改革によって生まれた戦後自作農の保護育成にあり、農業基本法以後と異なって農民の全階層がその政策対象となっていた。したがって全農民を組織する農協が、農業委員会や他の農業団体と共に、市町村行政と緊密に協力して農政の推進の中核的役割を果たすことが行政から見て最も望ましい体制だったのである。新農山漁村建設運動はいわばその試運転であり、その限りでの成功を収めたといえる。

戦前の経済更生運動との類似性について、東畑四郎は前掲の回顧録『昭和農政談』のなかで「当時は新規に農林省へ採用される人は、産業組合課へ入りたい、そして経済更生運動をやりたいという人がたいへん多かった」と証言している。この世代の農林官僚が、独立によって主体性を回復すると同時に、こうした理想の再現に向けて、行政の目標を現場で一体となって推進してくれるパートナーとして農協を育て上げようとしたことは容易に想像できる。

そして再建整備、整備促進を経てようやく体制を整えた系統農協にとっても、このことはたいへん好都合であった。農業生産力の増強と他産業との所得格差の是正という農政の目標が農協のそれと大本のところで一致していたからである。こうして官民一体となった農政推進機構が中央から市町村まで整えられて、時代は「黄金の60年代」へと入っていく。ただし、それは集落レベルでの農民の階

層を越えた合意に支えられることが条件であった。

(4) 農協理論の新たな展開

独占資本の収奪パイプ 昭和戦前期に一世を風靡した産業組合的経済組織のイデオロギーは、産業組合そのものが国策順応の色を強め、やがて農業会に統合されて消滅したことにより、戦後は全く影響力を失っていた。そのイデオロギーを商業利潤節約説をもって批判した近藤康男は、協同組合研究の大御所として戦後も引き続き農協の現状分析と理論構築に努め、『続・貧しさからの解放』において戦後農協に対する徹底的な批判を加えた。

それは全購連が「肥料資本のために、本来きわめて脆弱で不安定な国内市場を組織化し整備して、その生産物がスムーズに売れるようにし、利潤をあげるために奉仕」しているように、農協は独占資本のためにその製品の販売を引き受け、農家の零細資金を集めて流し込む独占資本の収奪パイプの役割を果たしているというものである。官民一体となった再建整備の過程や肥料二法下の共同購入の実態などは、こうした理論の説得性を日々高めるといって一面があった。しかしこの近藤理論は、農地改革の不徹底と地主制の温存という見方と重なっていたために、戦後自作農の組織としての新生農協の可能性をほぼ全面否定していた。

経済的弱者の自衛組織 新しい世代の理論家たちは近藤の「導管説」に納得しなかった。1951年に『農協の理論と現実』を発表した協同組合短大の美土路達雄は、近藤理論からは「行動の指針をみちびきえない」として、戦後段階での農協理論の再構築をよびかけた。伊東勇夫は『現代日本協同組合論』を著し、次のように農協運動を「抵抗運動」と性格づけた。「協同組合運動は社会的経済的弱者としての組合員の自己防衛運動である。その自己防衛運動は、独占資本段階においては、単

なる商業利潤排除からもっとつき進んで、独占資本の生産・流通の収奪からの抵抗運動である。」

また川村琢は、北海道の十勝地方など商業的農業の先進地において、自作農による主産地化が進むほど商人資本が排除されて農協の役割が高まることに着目して、農業近代化における農協の進歩的役割を実証した。この川村理論は、農業基本法下の主産地形成の指導理論となるのであるが、このように1950年代の後半には、農協理論が戦前の枠組みを越えて、農協の新しい可能性を見出そうとする方向を開くのである。

主要参考文献

- (1) 協同組合事典(家の光協会, 1986)
- (2) 暉峻衆三編; 日本農業史—資本主義の展開と農業問題(有斐閣, 1981)
- (3) 農政史研究会編; 戦後北海道農政史(北海道農業会議, 1976)
- (4) 東畑精一; 昭和農政談(家の光協会, 1980)
- (5) 武内哲夫・太田原高昭; 明日の農協(農文協, 1986)
- (6) 日本農業年報・農協四十年(お茶の水書房, 1989)
- (7) 近藤康男; 続・貧しさからの解放(中央公論社, 1954)
- (8) 美土路達雄著作集第一巻・協同組合論(筑波書房, 1994)
- (9) 伊東勇夫; 現代日本協同組合論(お茶の水書房, 1960)
- (10) 川村琢; 農産物の商品化構造(三笠書房, 1960)